明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○民間地上基幹放送事業者の活力の再生に向けた基本指針（事業分野別指針）を定める件（**総務**三六四）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件
（**政治資金適正化委**六一）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**六二）　三
○除籍が滅失した件（**法務**三四三）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三四四）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件
（**同**三四五～三四八）
○保安林の指定を解除する件
（**農林水産**二四五八～二四六四）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う告示を廃止する件
（**国土交通**八七七）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（**同**八七八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**八七九、八八〇）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（**同**八八一）　七
○航路標識に関する件
（**海上保安庁**一七五）　九
○道路に関する件
（**中部地方整備局**一六一）　九
○都市計画に関する件
（**近畿地方整備局**二〇六）
○道路に関する件
（**四国地方整備局**八〇）
○道路に関する件
（**九州地方整備局**一六三）
○道路に関する件
（**北海道開発局**一〇一）

〔国会事項〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
（青森労働局最低賃金公示一、山形同一、京都同二、広島同一、香川同一）　一〇

国家試験

平成二十五年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他　一一〇

〔人事異動〕

外務省　防衛省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示
（関東東北産業保安監督部）
中部地方整備局公示（中部地方整備局）

告示

○総務省告示第三百六十四号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四条第一項の規定に基づき、民間地上基幹放送事業者の活力の再生に向けた基本指針（事業分野別指針）を次のように定め、告示する。

平成二十五年九月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

一　基本認識

地上基幹放送は、災害情報の提供を始めとして、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在である。特に、東日本大震災においては、被災情報、避難情報といった国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供主体として極めて重要な役割を果たしたところである。一方、広告収入を主な収入源とする民間地上基幹放送事業者は、インターネット等の他メディアとの間の競争の激化や現下の景気低迷等により厳しい経営状況に置かれている状況である。こうした民間地上基幹放送事業者における現状と課題は以下のとおりである。

イ　放送ネットワークの強靭化の必要性

平成23年３月11日に発生した東日本大震災において、テレビ放送各社、ラジオ放送各社は、大震災発生直後から、通常番組を中断して特番編成により震災関連の報道を開始し、震度に関する情報、津波に関する情報、被害情報、避難情報、安否確認情報等を全国に発信した。

地上基幹放送は、インターネット等の通信とは異なり、輻輳による情報伝達の途絶がなく、かつ即時性、説得性が高い特性から、こうした国民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段として、極めて重要な役割を担っている。特に消費電力が少なく電池のみで受信機が長時間稼働するラジオ放送は、停電時においても情報入手が可能なメディアとして、東日本大震災においてもその高い有用性が改めて認識された。